

別表第3(第3条、第4条、第8条、第10条関係)

種目	品目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	辱創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	自力で排泄できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。		
自入浴補助	入浴に介助を要す	入浴時の移動、座位の保	90,000円	8年	

立 生 活 支 援 用 具	助用具	る者	持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。		
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	便器4,400円 手すり5,400円	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000円	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
	ネブラ	呼吸器機能に障害	難病患者等又は介護者	36,000円	5年

	イザー	のある者	が容易に使用し得るもの。		
	電気式 たん吸 引器	呼吸器機能に障害 のある者	難病患者等又は介護者 が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
在宅療養 等(パルス 支オキシ 援メータ 用一) 具	動脈血 中酸素 飽和度 測定器 等	人工呼吸器の装着 が必要な者	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、難病 患者等が容易に使用し 得るもの。	157,500円	5年
住宅改修 費	居室生 活動作 補助用 具	下肢又は体幹機能 に障害のある者	難病患者等の移動を円 滑にする用具で設置に 小規模な住宅改修を伴 うもの。	200,000円	—

#### 備考

- 日常生活用具費の決定を受けた時から耐用年数の欄に定める年数を経過するまでの間にあつては、同一の品目の用具については日常生活用具給付費の給付を受けることはできない。ただし、修理不能により用具が使用できなくなった場合又は新たな用具を給付した方が修理を行うよりも真に合理的かつ効果的である場合若しくは改良等により用具の使用効果が向上する場合は、この限りでない。